

議案第 2 号

瑞穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 3 月 3 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

基礎課税額等の算定規定を見直すため、条例を改正する必要がある
ので、本案を提出する。

瑞穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

瑞穂町国民健康保険税条例（昭和 4 0 年条例第 1 号）の一部を次
のように改正する。

第 3 条第 1 項中「1 0 0 分の 4 . 5」を「1 0 0 分の 4 . 6 2」
に改める。

第 5 条中「2 0 , 5 0 0 円」を「2 1 , 0 0 0 円」に改める。

第 5 条の 3 中「1 0 0 分の 1 . 1 6」を「1 0 0 分の 1 . 2 1」
に改める。

第 5 条の 4 中「5 , 2 0 0 円」を「5 , 5 0 0 円」に改める。

第 6 条中「1 0 0 分の 1 . 1」を「1 0 0 分の 1 . 2 5」に改め
る。

第 7 条の 2 中「9 , 7 0 0 円」を「1 0 , 8 0 0 円」に改める。

第10条第2項中「国民健康保険法」の次に「（昭和33年法律第192号）」を加える。

第10条の6第1項中「第718条第2項の」を「第718条の2第2項に規定する」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「及びイ」を削り、「ウ」を「イ」に、「並びに」を「及び」に、「エ」を「ウ」に改め、同条第1号ア中「12,300円」を「14,700円」に改め、同号イ中「3,120円」を「3,850円」に改め、同号ウ中「5,820円」を「7,560円」に改め、同条第2号ア中「8,200円」を「10,500円」に改め、同号イ中「2,080円」を「2,750円」に改め、同号ウ中「3,880円」を「5,400円」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,100円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,160円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の瑞穂町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平

成 2 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

瑞穂町国民健康保険税条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の4.62</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>第4条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について、<u>21,000円</u>とする。</p> <p>第5条の2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第5条の3 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.21</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>5,500円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.25</u>を乗じて算定する。</p> <p>第7条 略</p>	<p>第1条及び第2条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除した後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の4.5</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>第4条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について、<u>20,500円</u>とする。</p> <p>第5条の2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第5条の3 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.16</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>5,200円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第6条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の1.1</u>を乗じて算定する。</p> <p>第7条 略</p>

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10,800円とする。

第8条から第9条 略

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第10条 略

2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日(国民健康保険法昭和33年法律第192号第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務者が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日)の属する月の前月まで、月割をもって算定した第2条第1項の額とする。

3から9 略

第10条の2から第10条の5 略

(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)

第10条の6 町は、当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付(法第718条の2第2項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。以下同じ。)の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第24条の36に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。

2 略

第10条の7及び第10条の8 略

(国民健康保険税の減額)

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,700円とする。

第8条から第9条 略

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第10条 略

2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日(国民健康保険法_____第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日)の属する月の前月まで、月割をもって算定した第2条第1項の額とする。

3から9 略

第10条の2から第10条の5 略

(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)

第10条の6 町は、当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付(法第718条第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下同じ。)の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第24条の36に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。

2 略

第10条の7及び第10条の8 略

(国民健康保険税の減額)

第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア_____に掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)の合算額とする。

(1) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 14,700円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,850円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,560円

(2) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 10,500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,750円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険

第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が14万円を超える場合には、14万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円)の合算額とする。

(1) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 12,300円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 3,120円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,820円

(2) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 8,200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,080円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険

者均等割額 介護納付金課税被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 5,400円

(3)法第703条の5に規定する総所得金額及び
山林所得金額の合算額が、33万円に被保険
者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一
世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人に
つき35万円を加算した金額を超えない世帯
に係る納税義務者(前号に該当する者を除
く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険
者均等割額 被保険者(第1条第2項に規
定する世帯主を除く。) 1人について
4,200円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高
齢者支援金等課税額の被保険者均等割額
被保険者(第1条第2項に規定する世帯
主を除く。) 1人について 1,100円

ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険
者均等割額 介護納付金課税被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)
1人について 2,160円

第11条の2から第15条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行す
る。

(経過措置)

2 この条例による改正後の瑞穂町国民健康
保険税条例の規定は、平成26年度以後の年
度分の国民健康保険税について適用し、平
成25年度分までの国民健康保険税について
は、なお従前の例による。

者均等割額 介護納付金課税被保険者
(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 3,880円

第11条の2から第15条 略